

公益的団体の非営利性と公益性

— わが国の法人制度を手がかりにして —

依 田 俊 伸 (国士舘大学大学院)

I はじめに

現在、わが国の社会制度は、大きく変わろうとする途上にある。特定非営利活動促進法が、平成10年12月に施行されたことにより、それまで法人格を持てなかったボランティア団体に法人格取得の道が開かれ、より活発な公益的活動が展開されている。また、行政改革の一端として、中央省庁の組織が改変されるとともに、独立行政法人制度が平成13年1月より施行された。従来からわが国では、法律により様々な公益的団体が非営利法人として設けられており、各法人の存在目的に従い活動をくりひろげてきたが、新たな法人類型の増加により、社会における重要性が一層増大するものと予想される。

これらの各法人の会計基準は、その類型ごとに個別に定められているが（例えば、公益法人会計基準、学校法人会計基準等）、それらは必ずしも共通の内容を有しているとはいえない。このような状況のもとで、営利企業会計や政府会計との関連をも視野に入れながら、すべての公益的団体については非営利法人に共通する会計理論または会計基準を構築する必要があるのではないと思われる。

もとより非営利法人会計に共通する理論の構築のためには、非営利法人の各類型ごとに、その存在目的、業務等の内容および実際の活動状況等をふまえたうえで、それぞれの会計基準を比較検討することが、基礎的作業として必要不可欠であるが、本稿では、その前提として、まず、非営利法人のうち公益的法人に関してこの基礎的作業を行う場合の基本的視点となるであろう「非営利性」と「公益性」について検討する。次に、わが国の法人制度、特に法人の種類を概観した上で、公益的団体の会計のあり方を非営利性・公益性との関係において若干の検討を行う。

II 非営利性

米国においては、非営利性の概念は、非営利組織体に適用する会計基準の研究において非営利組織体の特質・特徴として論じられている。アンソニー報告書と通称される財務会計基準審議会 (FASB) の特別報告書『非事業組織の財務会計』 (*Financial Accounting in Nonbusiness*

Organizations) によれば、非営利組織体の特質について、(1) 利益獲得を主目的として業務を行わない、(2) 会員、役員または職員に対して、その資産または利益を分配せず、便益を供与しない、(3) 解散した場合には、残余財産を他の非営利法人または州政府に引継ぎ、特定の個人に帰属させないことを挙げている (FASB[1978],161頁)。また、FASBは、その財務会計概念書4号『非事業組織の財務報告の目的』(*Statement of Financial Accounting Concepts No.4, "Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations"*)において、非営利組織体を画定する特徴として次の3点を列挙している。すなわち、(a) 提供した資源に比例した対価または経済的便益の受領を期待しない資源提供者から、相当量の資源を受領する、(b) 利益または利益同等物を得る目的で、財貨またはサービスを提供すること以外に運営目的がある、(c) 売却、譲渡もしくは償還が可能な明確に規定された所有主請求権が存在しないこと、または組織体の清算の場合に、残余財産の分配を受ける権利があるという明確に規定された所有主請求権が存在しない (FASB[1980],para6)。

これに対して、わが国では、非営利性の概念は、民法に基づく社団・財団法人の成立要件の一つとして、民法第35条の「営利」の解釈をめぐって論じられてきた。古く、松本丞治[1910]は、民法第35条の「営利ヲ目的トスル」が、社団が利益をあげる事業を目的としているという意味か、社員に利益を分配するという意味かが明確でないとしたうえで、後者の意味に理解すべきであるとした。その後、この考え方が通説となり、今日におよんでいる。その間、これと異なる見解も散見される。倉沢康一郎[1969]は、民法第35条の営利目的の概念は、社団の事業目的・事業内容が営利をあげる事業か否かで線引きをすべきであり、構成員が利益分配を受けるか否かは、社団の事業目的・事業内容とはまったく別の問題であるとする。また、能見善久[1997]は、営利目的を二重の意味に解する。第一に、事業内容として利益をあげる事業であるか否かの観点からの営利事業の意味と、第二に、団体構成員に利益を分配するか否かの観点からの営利の意味の両方を含んでおり、いずれかの意味で営利性ありとされる場合には、「営利ヲ目的トスル」団体と考える。

以上をふまえると、非営利性をめぐる議論には、資源提供者と団体との間の財産的關係に関するものと団体自体の事業目的・事業内容に関するものがあることがわかる。これを内容を次のようにまとめることができる。

- ① 資源提供者と団体の関係という観点からは、団体は資源提供者に対して団体存続中の利益配当、解散時の残余財産分配等の利益分配をしない。
- ② 団体は、利益獲得目的の財貨・サービスの提供を主目的としない。ただし、単に収益活動を行うことは可能である。

Ⅲ 公益性

米国においては、非営利・公益法人の設立等については連邦法が存在せず、各州ごとに個別の州法により規律されている。たとえば、カリフォルニア州の場合、非営利公益法人法(Nonprofit Public Benefit Corporation Law)において、非営利公益法人は「公益または慈善目的」(public or charitable)のために設立される(5111条)。この法人が寄付金の免税団体となるためには、内国歳入法典501条(c)(3)の「慈善、宗教、科学、公共安全の審査、文学、教育、国内外のアマチュアスポーツ振興、児童または動物虐待の防止」のいずれか一つまたは複数を目的としなければならない。そのため「公益」の内容は、事実上、上記の8項目と同一視されることになる。

これに対しわが国では、公益法人全般に税制上の特例措置が認められるので、公益法人の成立要件としての「公益」の内容が重要になる。ただし、民法に基づく公益法人の設立にあたっては、その許可が主務官庁の裁量的判断で行われてきたために、裁判所による判例の蓄積がない。そのため、現行民法上の公益法人において要求される公益の内容は、必ずしも明らかではない。この点につき「公益法人監督事務連絡協議会」の『公益法人設立許可審査基準に関する申し合せ』の解釈は次のとおりである。民法第34条の「公益」とは、積極的に不特定かつ多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。したがって、次のものの設立を許可しない。(ア)同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換を主たる目的とするもの、(イ)特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの、(ウ)後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの。

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動等全12種類に該当した活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動としている。ただし、同法は、当該団体が、(イ)宗教の布教等宗教活動を主たる目的とするものでないこと、(ロ)政治的活動を主たる目的とするものでないこと、(ハ)特定の公職の候補者、公職にある者、政党を支持し、またはこれらに反対することを目的とするものでないことを要求している。

以上をふまえると、公益性とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することと考えられる。ただし、「不特定かつ多数の者の利益」といっても、時代とともにその内容は変化しうるものである。特に、価値観の多様化した今日においては、その内容をより広く捉える必要があるように思われる。

なお、公益性は、団体の主たる活動目的の性質であるから、会計の見地からは、団体の構成員をはじめ一般市民に対する活動状況のディスクロージャーのあり方を検討する場合に重要な意味をもつことになろう。

IV わが国の法人制度

わが国においては、様々な法律に基づき膨大な数の法人が活動しているが、法人の類型を便宜分類すると末尾の表のようになる。すなわち、法人の類型を大別すると、①公共法人、②独立行政法人、③特殊法人、④認可法人、⑤地方公社、⑥組合法人、⑦その他の公益的法人、⑧営利法人に分けることができる。

これらを営利性と公益性の観点からの分類すると次表のようになる。すなわち、非営利かつ公益の類型には、民法上の公益法人をはじめ特別法に基づく法人が含まれる。非営利かつ非公益の類型には、組合法人、中間法人等が含まれる。営利かつ公益の類型には、公益事業を営む会社が含まれる。そして、営利かつ非公益の類型には、各種会社が含まれる。

営利性および公益性の観点からの分類

	公 益	非 公 益
非 営 利	公益的法人	中間法人
	公共法人等 民法上の公益法人 学校法人 社会福祉法人等	労働組合 協同組合 共済組合等組合法人
営 利	公益事業	営利法人
	電気会社 ガス会社 鉄道会社等	各種会社

以上を概観すると、以下の点が指摘できる。

- ① 公益的法人の中には、解散した場合の残余財産の帰属につき法定せず、定款等のために委ねているものがある（たとえば、医療法（56条）、社会福祉法（47条）、更生保護事業法（32条）、特定非営利活動促進法（32条）等）。定款等に、残余財産を出資額に応じて分配する旨の規定があった場合にも非営利といえるかは問題である。
- ② 公益的法人の中には、主目的たる事業活動に支障がないかぎり、収益事業（その収益を主目的たる事業活動の経営に充てるために財貨・サービスの提供を行う事業）を行うことができるものがある（たとえば、私立学校法（26条）、社会福祉法（26条）、特定非営利活動促進法（5条））。前述の非営利の概念からは、許容されうる。
- ③ 民法上の公益法人の中には、相当数の指定法人（特別の法律に基づき特定の業務を行うものとして行政庁により指定された公益法人）がある。指定をすることにより、(1) 特定の法人に事務の委託を行ったり、(2) 法人が行う特定の事業を行政上必須の要件として位置づけ

たり、(3) 特定の公共事務を行うことに法律上の権威を与えたりする場合がある。これを指定制度といい、これらの事業を行う法人を指定法人という。指定法人の業務内容は、行政サービスの補完をなすものということができる。

- ④ 公益法人の中には、事業内容が社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、または競合しうる状況になっているものがある。かかる状況をふまえ、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」によれば、(1) 事業運営等につき、対価を引き下げる等により公益性を高める、(2) 新たに公益性の高い事業を付加する等の改善措置を講ずることとし、それが講じられない場合には、営利法人等への転換を行うこととしている。
- ⑤ 公益を目的とせず、かつ、営利を目的としない団体（中間法人）については、従来、個別の法律はあるが、法人となるための一般的な法制度がなく、その必要性が指摘されてきた。この点につき、法人制度研究会は、平成11年9月、「中間法人制度の創設に関する報告書」をまとめ、構成員に共通する利益を図ることを目的とする非営利の社団一般（同窓会、業界団体、親睦団体、互助会等）を念頭に置き、これにふさわしい法人制度を検討すべき旨を報告した。これを受けて、中間法人法（平成13年法律第49号）が制定された。

V 非営利法人会計のあり方

前節での検討の結果、公益法人にも行政代行的役割を果たすものから、営利企業と何ら変わらないものまであり、多様な活動を行っていることがわかった。これに対して、平成12年4月から施行された介護保険制度は、従来、措置制度のもとで社会福祉法人等の限られた団体により行われていた介護事業をひろく営利企業を含めた様々な団体にその門戸を広げた。これは、各種の法人が介護サービスという同一の事業活動を遂行するという状況を作り出すことを意味する。介護保険法によれば、市町村をはじめとして様々な団体がサービス事業者になりうる（実施できるサービスの内容は、各団体により異なる）。ただし、この場合、同じ内容の介護サービス事業の位置づけが、各団体により異なることになる。例えば、主目的たる事業に位置づけられる場合と収益事業に位置づけられる場合等が考えられる。財務諸表の利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供することが財務報告の目的だとする意思決定・有用性アプローチの観点から考えるならば、同様な事業については、同様の財務情報を提供すべきであることになろう。現実には、公益法人の中かなりの収益事業を行っているものがあるならば、営利企業に類似した財務報告を提供する必要が出てこよう。

しかし、営利企業と公益法人はその本質をまったく異にするのであり、公益法人の主たる業務についての会計にまで、全面的に営利企業の会計を適用するのも問題があろう。重要なのは、様々な事業活動の内容・業績・状態をいかに適切に表示するかという観点から非営利会計の会計理論を構築することと思われる。

VI おわりに

本報告では、非営利会計の理論の検討の前提として、非営利会計の対象である公益的団体を中心に非営利法人の制度を検討した。

本格的な非営利会計の理論構築のためには、各公益団体の種類ごとの会計実践、活動実態等の研究が必要であることを痛感した。さらに諸外国の非営利会計の状況を研究する必要性も大きいと思われる。他国との比較においてわが国の状況よりよく把握できることになろう。

<参考文献>

FASB[1978], Research Report, "Financial Accounting in Nonbusiness Organizations: An Exploratory Study of Conceptual Issues", 1978.

FASB[1980], Statement of Financial Accounting Concepts No. 4, "Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations", 1980.

倉沢康一郎[1969]「営利社団法人の意義」『慶應法学』44巻207頁以下, 1969.

公益法人監督事務連絡協議会[1972]「公益法人設立許可審査基準に関する申し合わせ」1972年3月23日.

公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会[1998]「公益法人の設立許可及び指導監督基準」1998年12月4日.

法人制度研究会[1999]「中間法人制度の創設に関する報告書」1999年9月.

能見善久[1997]「公益的団体における公益性と非営利性」『ジュリスト』1105号50頁以下, 1997.

松本丞治[1910]「営利法人ノ觀念」『法学協会雑誌』28巻3号351頁, 同4号554頁以下, 1910.

わが国における各種法人の分類

	法人名	根拠法
公 共 法 人	国	
	都道府県	地方自治法
	市町村	地方自治法
	特別区	地方自治法
	一部事務組合	地方自治法
	広域連合	地方自治法
	全部事務組合	地方自治法
	役場事務組合	地方自治法
	財産区	地方自治法
	地方開発事業団	地方自治法
	地縁による団体	地方自治法
	港務局	港湾法
	独 立 行 政 法 人	海員学校
海技大学校		海技大学校法
海上技術安全研究所		海上技術安全研究所法
家畜改良センター		家畜改良センター法
教員研修センター		教員研修センター法
経済産業研究所		経済産業研究所法
建築研究所		建築研究所法
航海訓練所		航海訓練所法
工業所有権総合情報館		工業所有権総合情報館法
航空宇宙技術研究所		航空宇宙技術研究所法
航空大学校		航空大学校法
交通安全環境研究所		交通安全環境研究所法
港湾空港技術研究所		港湾空港技術研究所法
国際農林水産業研究センター		国際農林水産業研究センター法
国立オリンピック記念 青少年総合センター		国立オリンピック記念 青少年総合センター法
国立科学博物館		国立科学博物館法
国立環境研究所		国立環境研究所法
国立健康・栄養研究所		国立健康・栄養研究所法
国立公文書館		国立公文書館法
国立国語研究所		国立国語研究所法
国立少年自然の家		国立少年自然の家法
国立女性教育会館		国立女性教育会館法
国立青年の家		国立青年の家法
国立特殊教育総合研究所		国立特殊教育総合研究所法
国立博物館		国立博物館法
国立美術館		国立美術館法

	法人名	根拠法
独 立 行 政 法 人	材木育種センター	材木育種センター法
	さけ・ます資源管理センター	さけ・ます資源管理センター法
	産業安全研究所	産業安全研究所法
	産業医学総合研究所	産業医学総合研究所法
	産業技術総合研究所	産業技術総合研究所法
	自動車検査独立行政法人	自動車検査独立行政法人法
	種苗管理センター	種苗管理センター法
	酒類総合研究所	酒類総合研究所法
	消防研究所	消防研究所法
	食品総合研究所	食品総合研究所法
	森林総合研究所	森林総合研究所法
	水産総合研究センター	水産総合研究センター法
	水産大学校	水産大学校法
	製品評価技術基盤機構	製品評価技術基盤機構法
	大学入試センター	大学入試センター法
	駐留軍等労働者労務管理機構	駐留軍等労働者労務管理機構法
	通信総合研究所	通信総合研究所法
	電子航法研究所	電子航法研究所法
	統計センター	統計センター法
	土木研究所	土木研究所法
特 殊 法 人	日本貿易保険	日本貿易保険法
	農業環境技術研究所	農業環境技術研究所法
	農業技術研究機構	農業技術研究機構法
	農業工学研究所	農業工学研究所法
	農業者大学校	農業者大学校法
	農業生物資源研究所	農業生物資源研究所法
	農薬検査所	農薬検査所法
	農林水産消費技術センター	農林水産消費技術センター法
	肥飼料検査所	肥飼料検査所法
	物質・材料研究機構	物質・材料研究機構法
	文化財研究所	文化財研究所法
	防災科学技術研究所	防災科学技術研究所法
	放射線医学総合研究所	放射線医学総合研究所法
北海道開発土木研究所	北海道開発土木研究所法	
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法	
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法	
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法	
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法	
科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法	

	法人名	根拠法
特	核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法
	簡易保険福祉事業団	簡易保険福祉事業団法
	環境事業団	環境事業団法
	関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法
	金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法
	勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法
	高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法
	公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法
	公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律
	日本小型自動車振興会	小型自動車競争法
	小型自動車競争会	小型自動車競争法
	国際協力銀行	国際協力銀行法
	国際観光振興会	国際観光振興会法
殊	国際協力事業団	国際協力事業団法
	国際交流基金	国際交流基金法
	国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法
	国民生活センター	国民生活センター法
	国立教育会館	国立教育会館法
	雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法
	社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法
	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法
	住宅金融公庫	住宅金融公庫法
	首都高速道路公団	首都高速道路公団法
	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法
	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金に関する法律
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律
法	心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法
	新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法
	石油公団	石油公団法
	地域振興整備公団	地域振興整備公団法
	地方競馬全国協会	競馬法
	中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法
	中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法
	東京中小企業投資育成株式会社	中小企業投資育成株式会社法
	名古屋中小企業投資育成株式会社	中小企業投資育成株式会社法
	大阪中小企業投資育成株式会社	中小企業投資育成株式会社法
	帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法

	法人名	根拠法
特	電源開発株式会社	電源開発促進法
	都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法
	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法
	日本消防検定協会	消防法
	日本放送協会	放送法
	日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法
	日本自転車振興会	自転車競技法
	日本育英会	日本育英会法
	日本学術振興会	日本学術振興会法
	日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法
	日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法
	日本原子力研究所	日本原子力研究所法
	日本たばこ産業株式会社	日本たばこ産業株式会社法
殊	日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法
	日本中央競馬会	日本中央競馬会法
	日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法
	日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法
	日本貿易振興会	日本貿易振興会法
	日本労働研究機構	日本労働研究機構法
	日本道路公団	日本道路公団法
	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律
	東日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律
	西日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律
	(財)日本船舶振興会	モーターボート競争法
	年金福祉事業団	年金福祉事業団法
	農業者年金基金	農業者年金基金法
法	農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法
	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法
	農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法
	農林中央金庫	農林中央金庫法
	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法
	放送大学学園	放送大学学園法
	北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法
	本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法
	水資源開発公団	水資源開発公団法
	緑資源公団	緑資源公団法

	法人名	根拠法
特 殊 法 人	理化学研究所	理化学研究所法
	北海道旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社等に関する法律
	東日本旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社等に関する法律
	東海旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社等に関する法律
	西日本旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社等に関する法律
	四国旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社等に関する法律
	九州旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社等に関する法律
	日本貨物鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社等に関する法律
	労働福祉事業団	労働福祉事業団法
認	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法
	海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
	海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法
	海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法
	危険物保安技術協会	消防法
	漁船保険中央会	漁船損害等補償法
	漁船保険組合	漁船損害等補償法
	空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺航空騒音防止法
	軽自動車検査協会	道路運送車両法
	厚生年金基金	厚生年金保険法
可	厚生年金基金連合会	厚生年金保険法
	小型船舶検査機構	船舶安全法
	(各省各庁)国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法
	産業基盤整備基金	民活による特定施設の整備促進に関する臨時措置法
	自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法
	自動車事故対策センター	自動車事故対策センター法
	社会保険労務士会	社会保険労務士会法
	全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士会法
	商工会議所	商工会議所法
法 人	日本商工会議所	商工会議所法
	商工会	商工会法
	都道府県商工会連合会	商工会法
	全国商工会連合会	商工会法
	情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する法律
	生物系特定産業技術研究推進機構	生物系特定産業技術研究推進機構法
	製品安全協会	消費生活用製品安全法

	法人名	根拠法
認	税理士会	税理士法
	日本税理士会連合会	税理士法
	石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法
	総合研究開発機構	総合研究開発機構法
	造船業基盤整備事業協会	造船業基盤整備事業協会法
	地方職員共済組合	地方公務員等共済組合法
	公立学校共済組合	地方公務員等共済組合法
	警察共済組合	地方公務員等共済組合法
	都職員共済組合	地方公務員等共済組合法
	指定都市職員共済組合	地方公務員等共済組合法
可	市町村職員共済組合	地方公務員等共済組合法
	全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
	地方公務員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
	議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法
	中央労働災害防止協会	労働災害防止団体系法
	通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続特例法
	通信・放送機構	通信・放送機構法
	日本公認会計士協会	公認会計士法
	日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律
法 人	日本銀行	日本銀行法
	日本下水道事業団	日本下水道事業団法
	日本赤十字社	日本赤十字社法
	日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法
	日本たばこ産業共済組合	日本たばこ産業共済組合法
	日本鉄道共済組合	日本鉄道共済組合法
	農業協同組合中央会	農業協同組合法
	農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法
	農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法
	平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律

	法人名	根拠法
その他の公益的法人	政党	政党等に対する法人格の付与に関する法律
	特定目的会社	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律
	土地改良区	土地改良法
	土地改良事業団連合会	土地改良法
	土地家屋調査士会	土地家屋調査士法
	日本土地家屋調査士会	土地家屋調査士法
	弁護士会	弁護士法
	日本弁護士連合会	弁護士法
	弁理士会	弁理士法
	労働金庫	労働金庫法
	労働金庫連合会	労働金庫法
	勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法
	広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法
	損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律
	保険契約者保護機構	保険業法
	特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法
	社会福祉法人	社会福祉法
	宗教法人	宗教法人法
	学校法人	私立学校法
	更生保護法人	更生保護事業法
	医療法人	医療法
社団法人	民法	
財団法人	民法	
	相互会社	保険業法
	中間法人	中間法人法
営利法人	合名会社	商法
	合資会社	商法
	有限会社	有限会社法
	株式会社	商法